

## 宮代町個人情報保護条例の改正について

### 1. 条例改正の方向性

個人情報の保護に関する法律第5条及び第11条の規定並びに個人情報の保護に関する基本方針に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を参考として、個人情報の定義の明確化、要配慮情報の定義に関する事項について、宮代町個人情報保護条例の改正をするものとします。

この改正により、個人情報の範囲が広がる、運用が大幅に変わるということではなく、現行の個人情報の定義よりも、より明確化されることとなります。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において制度化された非識別加工情報の仕組みの導入については、導入に向けた十分な検討や調整が必要であることから、今回の改正からは見送るものとします。

宮代町情報公開条例については、個人情報保護条例の改正と同様に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を参考に改正をするものとします。

### 2. 宮代町個人情報保護条例等の改正の概要

#### (1) 個人情報の定義の明確化

- ①個人情報〔条例第2条第2号の改正〕
- ②個人識別符号〔条例第2条第3号の改正〕

##### ▼参考

DNAを構成する塩基の配列、顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌、虹彩の模様、声帯の振動、歩行の態様、静脈の形状、指紋又は掌紋、旅券の番号、基礎年金番号、免許証の番号、住民票コード、個人番号、国民健康保険等の各種被保険者証の記号番号

など

#### (2) 要配慮情報の定義〔条例第2条第4号及び第6条の改正〕

##### ▼参考

人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害、健康診断等の結果、健康診断等の結果に対する医師の指導等、逮捕、捜索、差押えその他の刑事事件に関する手続が行われたこと

など